

社会福祉法人 釧路創生会

短期入所生活介護 さくらの里運営規程

第1条) 事業の目的

社会福祉法人釧路創生会が開設する短期入所生活介護施設 さくらの里（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護施設の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の生活相談員その他の職員（以下「生活相談員等」という）が、要介護状態等にある高齢者に対し、適切な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

第2条) 運営の方針

- (1) 施設の生活相談員等は要介護状態等になった利用者の心身の特性をふまえて、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るように支援を行う。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、居宅介護支援事業所との綿密な連携を図り、利用者の意志・人格を尊重し常に利用者の立場にたって、総合的なサービスの提供に努める。

第3条) 施設の名称等

- (1) 名称 短期入所生活介護施設 さくらの里
- (2) 所在地 釧路市桜ヶ岡4丁目14番10号

第4条) 職員の職種、員数、および職務内容

施設に勤務する職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

（人員は、併設の介護老人福祉施設さくらの里の職員数を含む）

（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を兼務）

- (1) 管理者・・・1名（常勤／兼務）

管理者は、施設の従業者の管理、介護老人福祉施設の利用の申込に係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

- (2) 医師・・・・・・1名

医師は、利用者の健康管理及び必要な医療の提供を行う。

- (3) 生活相談員・1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用計画等のサービス調整を行う。

- (4) 介護職員・・・40名以上

介護職員は、利用者の日常生活上の介護を行う。

- (5) 看護職員・・・・4名以上

看護職員は、利用者の看護を行う。

(6) 機能訓練指導員・・・1名以上

機能訓練指導員は、利用者の要介護度の改善又は悪化防止のため、機能訓練計画を作成しその実施にあたる。

(7) 管理栄養士又は栄養士・・・1名以上

栄養士は利用者の身体的特性に適合した栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行なう

(8) 調理員・・・ 調理員が施設内の給食業務を行う

第5条) 利用者の定員

1日に短期入所生活介護サービスを提供する定員は、介護予防短期入所生活介護含む、1ユニットの10名とする。

第6条) 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所サービスの内容

(1) 利用者は、介護保険給付サービスとして、次の各号のサービスを受けることができる。

- ① 入浴、排泄、おむつの取り替え、着替えなどの介護
- ② 食事の提供及び栄養ケア・マネジメント
- ③ 相談及び援助
- ④ 教養・娯楽設備の提供及びレクリエーション行事
- ⑤ 行政手続きの代行
- ⑥ 機能回復訓練
- ⑦ 健康管理
- ⑧ 栄養管理
- ⑨ 口腔衛生の管理

(2) 利用者は、介護保険給付外サービスとして、次の各号のサービスを受けることができる。

- ① 特別な食事の提供
- ② 理美容
- ③ 買い物の代行
- ④ その他生活サービス

第7条) 利用料等

(1) 施設が提供する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所サービスの利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし、次にあげる項目については別に利用料金を徴収する。

①利用料として、滞在費、食費、理容代その他の費用を別表のとおり徴収する。

前各号にあげるものの他、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活の中で提供されるサービスの内利用者が負担することが適当と認められる費用は実費とする。

(2) 介護保険料の滞納等により、保険給付額が減額されている場合は、減額後の額を徴収する。

- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。また、当該内容及び費用を変更する場合には、予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

第8条) 施設利用の留意事項

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者は、次の事項について特に留意すべきものとする。

- (1) 管理者及び従業員が提供する指定介護老人福祉施設サービスに必要な協力を行い、円滑かつ安全な指定介護老人福祉施設の利用に努めること。
- (2) 利用者相互の親睦を図り、紛争を避けること。
- (3) 身の回りの清潔、整理整頓その他環境衛生に務め、その能力に応じて自発的に協力すること。
- (4) 利用者相互で金銭及び物品の貸借を行わないこと。
- (5) 施設の備える設備及び備品の取り扱いは、丁寧に行うこと。
- (6) 危険物及び危険のおそれのある物品等を持ち込まないこと。
- (7) 声、器物、楽器等の音を異常に大きく出すなどして、他の利用者に迷惑を及ぼさないこと。
- (8) 定められた場所以外では喫煙しないこと。
- (9) 腐敗性飲食物等の健康を害するおそれのある物を持ち込み、及び飲食しないこと。
- (10) 施設内の秩序・風紀を乱し、又は安全・衛生を害さないこと。
- (11) その他定められた規則を遵守すること。

第9条) 緊急時等における対応方法

生活相談員等は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を利用中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医あるいは協力機関に連絡し、適切な措置を行うものとする。

第10条) 非常災害対策

- (1) 天災その他の災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- (2) 非常災害に備えて、非常災害を具体的に定めた組織的な避難訓練を定期的に行う。

第11条) 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を従業員に周知徹底を図るものとする。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
 - ④ ③に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- (2) 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

第 1 2 条) 業務継続計画の策定等

- (1) 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 1 3 条) その他の運営についての留意事項

- (1) 事業者は従業員の資質向上を図るため研修の機会を設けるものとし、また、業務態勢を整備する。
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約との内容とする。
- (4) 施設が、居宅介護支援事業者等の必要な機関に利用者、及びその家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者、及びその家族の同意を得るものとする。
- (5) 利用者本人、または他の利用者等の生命、または身体が危険にさらされる可能性が高い場合で、他に代替方法が無い場合以外には、身体拘束を実施しない。
利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合において、身体的拘束及び行動を制限する行為を行うに際しては、施設が別に定める「身体拘束廃止に関する指針」に規定する手続きにより行うとともに、常にその解除について努めるものとする。
- (6) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人釧路創生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第 1 4 条) 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は、釧路市（阿寒町・音別町を除く）全域、及び釧路町で次に掲げる町名の地域とする。

釧路町の地域 桂・新開・光和・北見団地・国営・桂木・木場・睦・曙・若葉・北都・雁来・豊美
東陽大通・東陽西・別保・別保東・別保西・又飯時・昆布森・中央・鳥通西・鳥通東・鳥里・よし
野・南陽台・緑・柏西・柏東・釧望台・遠矢・遠矢南・河畔・わらび・別保原野南

附 則

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 02 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 03 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 03 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 03 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 06 年 4 月 1 日から施行する。